

## 5 運営基準に係る共通事項（「3 経過措置事項」を除く）

### （1）感染症・食中毒

- ★ 対象サービス…通所介護、通所介護相当サービス、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護医療院

**新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日から季節性インフルエンザ等と同様の5類感染症に位置付けられたことから、新型コロナウイルス感染症に係る報告は、他の感染症と同様に、施設等の所管課に報告する取扱いに変更します。**

以下の規模の感染症・食中毒が発生した場合は、保健所担当課及び介護保険課へ報告してください。

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2人以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらによると疑われる者が10人以上又は全利用者（入所者）の半数以上発生した場合
- ③ 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

#### 【報告の方法】

保健所担当課及び介護保険課へ電話等により連絡してください。

報告書類の提出は、状況等により指示させていただきます。報告書は静岡市ホームページに掲載してあります。下記 URL からご確認ください。

報告書を提出していただく場合、「保健所から施設への指導内容」の項目が空欄のまま提出される事業所が多くあります。**保健所からの指導が特になかった場合も「特になし」と記入**し、保健所に報告したことがわかるようにしてください。

#### 【連絡先】

保健所	保健予防課（新型コロナウイルス感染症の場合）	電話：054-249-3178
	保健予防課（コロナ以外の感染症の場合）	電話：054-249-3172
	食品衛生課（食中毒の場合）	電話：054-249-3162
介護保険課	事業者指導第1係	電話：054-221-1088

#### 【静岡市ホームページ】

URL：[https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_003393.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003393.html)

## 【新型コロナウイルス感染症に係る人員基準等の臨時的取扱いについて】

コロナ禍において、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により一時的に人員基準等を満たすことができなくなる場合に、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについて、柔軟な取扱いを可能としてきました。

**新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更（令和5年5月8日以降）に伴い、臨時的な取扱いについて、厚生労働省から事務連絡が発出されました。見直しの結果、臨時的取扱いが終了したものや一定の要件のもと継続とされたもの等がありますので、取扱いに遺漏のないようお願いします。**

<参考通知等>

○厚生労働省事務連絡（令和5年5月1日付け「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」）

【静岡市ホームページ】

URL: [https://www.city.shizuoka.lg.jp/528\\_000001\\_00127.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/528_000001_00127.html)

○居宅介護支援事業、通所系サービス、地域密着型サービス（運営推進会議及び静岡市独自報酬基準）関係

【静岡市ホームページ】 5 静岡市介護保険課通知について

URL: [https://www.city.shizuoka.lg.jp/528\\_000108.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/528_000108.html)

今後、当該取扱いに変更がある場合には、同報メールや静岡市ホームページ等でお知らせをしますので、ご確認ください。